

## 繰越欠損金の状況について（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

令和 2 年 1 2 月 2 8 日  
産 業 技 術 環 境 局  
新エネルギー・産業技術総合開発機構室

### 【基盤技術研究促進勘定】

新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）は、基盤技術研究円滑化法第 11 条（昭和 60 年法律第 65 号）に基づき、鉱工業分野における基盤技術の技術開発を促進するため、民間企業に対して財政投融资特別会計からの出資金を財源に研究開発を委託し、委託先は研究開発の成果を事業化したことによって得た収益又は売上の一部を NEDO に納付することにより、委託費を回収する事業を実施しています。研究開発の成果は不確実であり、収益納付等の慫慂に努めていますが、現時点では出資額に見合う回収はなく、繰越欠損金の計上に至っています。今後とも、収益納付等の回収等、繰越欠損金を減少させるよう適切な監督等に努めてまいります。